

授業料補助制度(就学支援金・授業料軽減)・奨学給付金

授業料の支援制度として、国の高等学校等就学支援金と、兵庫県の授業料軽減補助(下記計算式による算出額が304,200円未満の世帯対象)があります。

【所得判定計算式】

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額※
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

補助金年額 (令和5年度実績)	(円)			
	上記所得判定計算式 による算出額 (年収目安)	就学支援金	授業料軽減 ○()内は扶養する子が 3人以上の場合	年間合計 (同左)
	生活保護・154,500円未満 (590万円未満程度)	396,000 (月額33,000)	44,000 (54,000)	440,000 (450,000)
	154,500円以上217,700円未満 (730万円未満程度)	118,800 (月額9,900)	100,000 (110,000)	218,800 (228,800)
	217,700円以上304,200円未満 (910万円未満程度)		50,000 (60,000)	168,800 (178,800)
304,200円以上 (910万円以上程度)	対象外			

授業料以外の教育費の支援制度として奨学給付金があります。

生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯が対象で52,600円～152,000円が支給されます。毎年7月頃に、授業料支援とは別に学校またはお住まいの都道府県への申込みが必要です。